

○財務省告示第二百二十四号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成三十年度の初日から平成三十一年三月三十一日までの豚肉等の輸入数量及び同条第一項に規定する第一項に係る協定対象外輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量及び同条第二項に規定する第二項に係る協定対象外輸入数量を次のように告示する。

平成三十一年四月二十六日

財務大臣臨時代理

国務大臣 石田 真敏

1 平成三十年度の初日から平成三十一年三月三十一日までの豚肉等の輸入数量及び第一項に係る協定対象外輸入数量は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一 輸入数量

九十二万五千五百七十七トン

二 第一項に係る協定対象外輸入数量

二十六万七千六百八十トン

2 平成三十年度の初日から平成三十一年三月三十一日までの生きている豚及び豚肉等の輸入数量及び第二項に係る協定対象外輸入数量は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一 輸入数量

九十二万五千五百四十トン

二 第二項に係る協定対象外輸入数量

二十六万七千六百九十二トン